ID:　255

担当部署:　こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	芦屋市立デイサービスセンターの利用の中止等
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則　第7条（第9条において読み替える場合を含む。）
例 規 番 号	平成7年規則第35号

【根拠条文】

（入館の制限等）

第7条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者の入館を制限し、又は事業の利用を中止させることができる。

(1)　利用者が酩酊しているとき。

(2)　利用者が他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。

(3)　利用者が前条に規定する届出を怠ったとき。

(4)　その他デイサービスセンターの管理運営上支障があると認められるとき。

（指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い）

第9条　条例第9条の規定によりデイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせる場合の第7条及び前条第2項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日